

(第一類 第七号)

衆議院 厚生委員會 議 録 第一号

(二四)

本国会召集日(平成四年十月三十日)(金曜日)(午
前零時現在)における本委員は、次のとおりであ
る。

委員長 牧野 隆守君

理事 栗屋 敏信君

理事 野呂 昭彦君

理事 持永 和見君

理事 池端 清一君

理事 伊吹 文明君

理事 小沢 辰男君

理事 岡田 克也君

理事 坂井 隆憲君

理事 住 博司君

理事 丹羽 雄哉君

理事 三原 朝彦君

理事 築瀬 進君

理事 沖田 正人君

理事 菅 直人君

理事 五島 正規君

理事 鈴木喜久子君

理事 竹村 幸雄君

理事 土肥 隆一君

理事 大野由利子君

理事 柳田 稔君

理事 石破 茂君

理事 平田辰一郎君

理事 網岡 雄君

理事 遠藤 和良君

理事 衛藤 晟一君

理事 大石 千八君

理事 加藤 卓二君

理事 鈴木 俊一君

理事 戸井田三郎君

理事 畑 英次郎君

理事 山口 俊一君

理事 川俣健二郎君

理事 小松 定男君

理事 鈴木喜久子君

理事 竹村 幸雄君

理事 石田 祝稔君

理事 寺前 巖君

出席國務大臣

厚生大臣 山下 徳夫君

出席政府委員

厚生省健康政策局長 寺松 尚君

厚生省保健医療局長 谷 修一君

厚生省生活衛生局長 藤原 正弘君

厚生省環境部長 古川貞二郎君

厚生省保険局長

委員外の出席者

環境庁水質保全局長 木下 正明君

環境庁海洋汚染・廃棄物対策局長 伊佐敷真一君

外務省国際連合局長 伊佐敷真一君

外務省地球環境局長 伊佐敷真一君

運輸省鉄道局保安車両課長 豊田 榮次君

厚生委員会調査室長 高峯 一世君

委員の異動

十一月二十日

補欠選任

寺前 巖君

寺前 巖君

寺前 巖君

寺前 巖君

寺前 巖君

寺前 巖君

寺前 巖君

寺前 巖君

寺前 巖君

十月三十日

原子爆弾被害者等援護法案(参議院提出、第百十八回国会参法第四号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十三回国会閣法第四号)

十一月二十四日

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(清水勇君紹介)(第七号)

同(鈴木喜久子君紹介)(第一六号)

同(池端清一君紹介)(第五九号)

同(遠藤和良君紹介)(第六〇号)

同(五島正規君紹介)(第一三二号)

カイロプラクティックなど医療類似行為の取り扱ひに関する請願(相沢英之君紹介)(第一三〇号)

同月二十五日

シベリヤ抑留死没者に関する請願(井上普方君紹介)(第二四七号)

同(東祥三君紹介)(第二四八号)

同(遠藤和良君紹介)(第二四九号)

同(北側一雄君紹介)(第二五〇号)

同(倉田栄喜君紹介)(第二五一号)

同(井上義久君紹介)(第三九六号)

同(石田祝稔君紹介)(第三九七号)

すべての障害児者の基本的人権の保障に関する請願(小沢和秋君紹介)(第二五二号)

同(金子満広君紹介)(第二五三号)

同(木島日出夫君紹介)(第二五四号)

同(児玉健次君紹介)(第二五五号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二五六号)

同(菅野悦子君紹介)(第二五七号)

同(辻第一君紹介)(第二五八号)

同(寺前巖君紹介)(第二五九号)

同(東中光雄君紹介)(第二六〇号)

第一類第七号 厚生委員会議録第一号 平成四年十一月二十七日

を御説明申し上げます。

廃棄物の輸出入については、従来、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ではこれを規制する法律の規定がなく、いわゆる行政指導により対応してきたところであり、近年、廃棄物処理施設の不足を背景として、廃棄物を輸出したいという事例が増加しているほか、廃棄物の輸入についても規制を必要とする事例が見られるようになっており、有害か否かを問わず、廃棄物の国内における適正処理の観点から廃棄物の輸出入に関するルールを確立することが緊急の課題となっております。

また、廃棄物問題や地球環境問題に対する関心が高まる中で、我が国も有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に加入することが強く求められており、このたび、同条約に加入するために必要な国内法として特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案を提案したところであります。

こうした状況を踏まえ、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律による措置に加え、廃棄物全般の輸出入に関し必要な規制を行い、その適正な管理の徹底を図るため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容について御説明を申し上げます。

まず第一に、廃棄物を輸出しようとする者は、厚生大臣の確認を受けなければならないこととしております。確認の要件としては、本邦における設備及び技術に照らし本邦において適正に処理することが困難であると認められること、本邦の処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること等であり、厚生大臣の許可を受けなければならないこととしたとしております。許可の要件は、本邦における設備及び技術に照らし本邦において適正に処理されたと認められること等であり、なお、輸入された廃棄物は産業廃棄物とし、廃棄物を輸入する者は輸

入した廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないこととしたしております。このほか、報告徴収、立入検査、罰則等について所要の規定を整備することとしております。なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議を賜りまして、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○牧野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○牧野委員長 以上で質疑に入り、質疑の申し出がありますので、順次これを許します。土肥隆一君。

○土肥委員 行き詰まった廃棄物行政を打開する手だてとして、去年、一九九一年ですが、改正廃棄物処理法が公布されました。また同時に、これは産業廃棄物処理施設整備促進法というものができまして、それも通過いたしました。いよいよ廃棄物の処理に関する国内法が整備され、法的には完成域に近づいてきたというふうに思うわけでございます。同時に、今回バーゼル条約の批准というものが求められるようになりまして、したがって、国境を越える廃棄物の移動というものの対しても国内法的にも整備しなければならぬ事態が来たと考えてございまして、本法案でそれが審議されているわけでございます。

そういうことからいいますと、廃棄物処理もいよいよ国際的な環境の中にあり、国内の廃棄物の処理もさることながら、国境を越えて輸出輸入が国際的に行われる状況になってきたというふうに考えるわけであり、

今大臣が法案の提案理由を説明なさいましたけれども、その中で「従来、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ではこれを規制する法律の規定がなく、いわゆる行政指導により対応してきたところ

であります。近年、廃棄物処理施設の不足を背景として、廃棄物を輸出したいという事例が増加しているほか、廃棄物の輸入についても規制を必要とする事例が見られるようになっており、このように述べておられまして、そういう意味では、もう既に我が国においても廃棄物の輸出入がかなり頻繁に行われているということだろうと思うのであります。

私は今「環境研究」という雑誌の第八十二号のコピーを持っていますのでありますけれども、諸外国から我が国に輸入の通報があった事例が書いてありまして、アメリカが最も多く、そしてマレーシア、シンガポールなどがございます。そして、その内容というのは、ほぼリサイクルによって有価物を生み出すというのが我が国の廃棄物の輸入の状況のようでございます。

それから輸出の例でございますが、これはどうも公的な統計がないようでございまして、いわば新聞などによる例が引いてありまして、我が国から輸出された相手国というのは韓国、台湾、タイで、韓国が一番多いわけでありましてけれども、そこでもいろいろな問題が起きているというところをうかがわせるわけでございます。そういう意味で、やっとなの時点で、バーゼル条約の批准も控えて国内の廃棄物行政を完成させるといふことになってきたんじゃないか、このように思っております。

さて、本文に逐条入ってまいりたいと思っております。

ただでも日本の国内であふれそうな廃棄物の山に囲まれているのが現状でございますけれども、そこに外国から輸入がある。また、日本はいわば大変な資源消費国でございますので、そういう意味で産業廃棄物もたくさん出るわけでありまして、それを輸出するかもしれない、そういう事例もあるわけでございます。そういうものを国内法的に整備しよう、こういうことだろうと思っております。

さて、本法で、輸入された廃棄物はすべて産業廃棄物と規定するというところに極めて特徴的な

ものが見られる、このように思うのであります。が、何でもかんでもとにかく輸入された廃棄物を全部産業廃棄物と定義することの意味をお述べいただきたいと思います。

○藤原(正)政府委員 輸入された廃棄物につきましては、必ずしも発生の状況が明らかでないことが考えられます。一般廃棄物と産業廃棄物のいづれに該当するかが明らかでない場合がございます。また、輸入者の責任により処理されるべき廃棄物として、国内の産業廃棄物と同様、処理責任を明らかにして適正な処理を図る必要があることから、輸入された廃棄物を産業廃棄物としているものでございます。

○土肥委員 まあ私の理解で敷衍させていただきます。要するに産業廃棄物と規定して国内法にのっとって処理しようということだろうと思っております。

さて、二条の二、ここでは「国内の処理等の原則」が述べられているわけであり、国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。このように一種の基本姿勢に当たって、「国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。この「なるべく」というのは一体どういうニュアンスでここに書かれているんでしょうか、お述べいただきたいと思っております。

○藤原(正)政府委員 廃棄物の国境を越えた処理は他の国の生活環境保全に支障を及ぼすおそれのある行為であり、できる限り自国内で処理されるべきであるという考え方は国際的にも認められているものであります。このような考え方を踏まえ、今回の廃棄物処理法改正案では、「国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない」と規定しているものでございます。「なるべく」という言葉はできる限りという意味でありまして、できる限り国内処理の原則に基づいて処理することでございます。

なお、この原則は、具体的には輸出確認の要件

として担保されているものでございます。

○土肥委員 輸出とか輸入とかということがあろうけれども、原則的にできる限り国内で処理しない、こういうことだと思ひます。

次に、その二条の二の二項でございすけれども、国外において生じた廃棄物について原則を述べておきまして、「その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。」こうなっております。国内の処理能力を超えるような輸入はしてはだめだということに言うわけでありまして、何か日本の国内の廃棄物の処理に支障が生じるといふことについて説明していただきたいと思ひます。

○藤原(正)政府委員 お答えいたします。国内にむやみに廃棄物が輸入をされますと、国内の廃棄物の処理体制に影響を与えます。その影響が悪い影響を及ぼすということも考えられるわけでございますので、国内の廃棄物の処理能力の体制を十分勘案して廃棄物の輸入ということをお考えいただければならないというふうにお考えしております。

○土肥委員 それではもう少し具体的に聞きます。

輸入された産業廃棄物が最終処分まで至るわけでありすけれども、輸入された廃棄物の処理処分の経過を条文に則して述べていただければいいか。特に特別管理産業廃棄物の場合が一番危ないわけでありす。そういう意味で、バーゼル条約上のマニフェストがつけられるということとは当然でございますけれども、それが国内に入つてまいりまして今度は産業廃棄物処理法上のマニフェストがどうついでいくのか、国内でのマニフェストの交付者はだれなのかを述べていただきたいと思います。

○藤原(正)政府委員 国内に入つてきました廃棄物の中で特別管理産業廃棄物に相当するような廃棄物であります場合には、産業廃棄物処理法で言いま

すいわゆるマニフェストの制度に乗っかりまして、輸入から運搬、処理処分のところまで管理がなされるわけでございます。特別管理産業廃棄物以外の廃棄物につきましても、これは産業廃棄物に該当するわけでございますので、産業廃棄物処理法で言います産業廃棄物の規制がそのまま適用されまして、収集、運搬、処理処分の基準それぞれがかかることになりまして、適正な対応ができるというふうにお考えしております。

○土肥委員 国内の産業廃棄物の処理規定に従つて、きちつとマニフェストもつけられていくということでございますか。

それでは一般廃棄物の九条に移りたいと思ひますが、当然バーゼル条約では輸出入が問われるわけでありすから、一般廃棄物も輸出されるということも可能性としてあるわけでありす。そのときに、一般廃棄物は通常市町村において処理しているわけでありす。その輸出の規定の中に、九条の六の一項でございすけれども、第一号ですか、「国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。」このようになつております。国内において適正に処理されることが困難な事態になれば輸出が可能だということになるわけでありすけれども、一市町村が扱つております一般廃棄物の処理で輸出というような可能性はあるのでありすか、お答えいただけますか。

○藤原(正)政府委員 お答えいたします。御指摘のように、これまでの廃棄物の輸出入に関する相談等の事例から見まして、現時点では特に具体的な一般廃棄物を想定はいたしておりません。しかしながら、今後、技術開発の進展によりまして多くの新製品が市場に出てくることも見込まれます。場合によつては国内においては適正に処理されることが困難であると認められるような廃棄物が発生することもあり得るものと考えられ

ることから、このような九条の規定を設けたものでございます。

○土肥委員 一般廃棄物が輸出されるなんということとは私どもも思いも及ばなかつたことでありすけれども、技術革新などでそういう可能性もあるだろう。バーゼル条約に照らせば、そういうことも項目として挙げていかなければならないと思ひますが、ただ心配しますのは、輸出ができるならばもう国内で処理できないものは輸出してしまおうというふうな、そういう不安な気分もまた一方で生まれてくるんじゃないかというふうなことの心配もするのです。その点について、つまり、国内の処理施設について輸出に頼ることがないよう整備を強化しなければならぬと思ひますが、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

○藤原(正)政府委員 廃棄物処理施設は生活環境の保全のため不可欠な国民生活の基盤となる施設であり、厚生省としましては廃棄物処理施設整備五箇年計画を策定するなど、その計画的整備を推進してまいりたいと思ひます。

市町村の一般廃棄物処理施設につきましては、現在ごみの排出量の増大や更新期の到来等によりまして施設整備需要が増大しておりますが、できる限り市町村の要望に対応できるよう、平成四年度の予算におきましては一四・二％増の予算措置を講じましたほか、現在審議をお願いしております補正予算につきましても、市町村の要望を踏まえまして増額を図つたところでございす。今後とも整備財源の確保に努め、一般廃棄物処理施設の整備を促進してまいりたいと思ひます。

○土肥委員 日本は大変な廃棄物を持つてゐるわけでありすから、そういう不安な輸出などに頼らないようなきちつとした処理施設の整備をしていかなければならない、このように思つております。

さて、九条の六の二の二項で、今度は「一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして厚生省令で

定める基準に適合する一般廃棄物の輸出」、ここでも一つの輸出に対する歯どめがかつてゐるわけでありすけれども、ここで言う「適正な処理に支障を及ぼさない」というふうなことも、この処理施設の能力といひましようか、あるいは日本の国内の産業廃棄物あるいは一般廃棄物の処理システムに支障を及ぼさないというふうなことに読むんだと思ひますが、その中で「厚生省令で定める基準」、こうあります。後で省令等が出ると思ひますが、おおよそそういうものであるかということをお知らせいただきたいと思います。

○藤原(正)政府委員 厚生省令で定める基準としましては、再生処理が可能な廃棄物を再生処理を目的として輸出する場合を規定することを予定いたしております。これは必ずしも我が国において適正な処理が困難であるということではございせんが、再生処理を推進することは環境保全上望ましいことから、輸出を認めようとするものでございす。

〔石破委員長代理退席、委員長着席〕

○土肥委員 以上、輸出のことについてお聞きしましたけれども、いつも心配されるのは、発展途上国に一般廃棄物なり産業廃棄物が輸出される、あるいはそういう事態を安易に考えてしまつたということを一番心配するわけでありまして、発展途上国においても廃棄物が出るわけでありまして、地球的な規模の環境基準あるいは環境を守ろうというふうな観点からいいますならば、日本が持つております廃棄物の処理に関する能力というものを発展途上国にも提供する。そういう処理施設を提供して日本の廃棄物を処理するという意味ではなくて、自国内の廃棄物の処理、それからまたリサイクルなどにも寄与するよう、いわば厚生省の視点での発展途上国への廃棄物処理施設あるいは技術の移転などはどういうふうにお考えでしようか。私は積極的によらなければならぬのじゃないかと思つておりますが、御答弁をお願いいたします。

○藤原(正)政府委員 開発途上国に対する我が国

の廃棄物処理分野での技術協力は、外務省、国際協力事業団によりまして、専門家派遣、開発途上国からの研修員の受け入れ、開発調査を中心に行われておるところでございます。

厚生省といたしても、廃棄物処理に携わる技術者を養成するトレーニングセンターの建設、運営、専門家派遣など、これらの技術協力の実施に積極的に協力するとともに、産業廃棄物の適正処理技術に関するセミナーを開発途上国で開催するなど、開発途上国の条件に合致した廃棄物処理の適正な技術の移転に努めてきておりまして、今後とも開発途上国への技術協力を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○土肥委員 ちよつと九条の六の一項に戻りますけれども、この法文を見ますと、一般廃棄物の輸出は厚生大臣の確認でいいのであります。十五條の四の二を讀みますと、産業廃棄物の輸入については厚生大臣の許可。輸出する場合には大臣の確認でいいけれども、輸入の場合は許可というふうに区別してあります。私はともに許可にしたらどうかと思うのですが、御見解をお聞きしたいと思います。

○藤原(正)政府委員 国外で発生した廃棄物が我が国に持ち込まれ、国内において処理されることは、環境負荷の増加や廃棄物処理施設の処理容量の減少をもたらすばかりでなく、不適正に処理されれば生活環境保全上支障を生ずることになります。一方、廃棄物の輸出は、我が国内の生活環境保全上の問題を直ちに生じさせるものではないと思いますが、安易な輸出が横行することになりますと、国内の排出事業者責任の形骸化をもたらすおそれがございます。

廃棄物処理法は、我が国において廃棄物が適正に処理されることにより、生活環境の保全がなされることを目的としているものでございますので、こうした観点からいたしますと、廃棄物の輸出よりも廃棄物の輸入は国内への影響が直接的であり、規制の程度も強くすることが適当であるので、廃棄物の輸入を許可制とし、廃棄物の輸出を

確認制としたものでございます。

○土肥委員 輸入の方は我が国の直接的な国民生活にかかわりが深いから許可にし、輸出の方は出ていくのだから確認でいいというふうに考えますと、どうも私はその辺は抵抗を感じるわけでありまして。今日、これだけ地球規模の環境を守ろうという時代でございますから、法理論として、あるいは法の立て方としてはわからないではないのであります。ですが、できまづならばこの辺も同じような姿勢で、国内も国外も許可なら許可というふうにきちつとすべきではないかというふうに考えております。私の意見を申し上げておきたいと思っております。

さて、輸出入にかかわる申請者、これは主に業者であるわけでございますけれども、廃棄物処理業者というところで言っていると思っております。一般廃棄物に言え、九条の六の四号でございましてけれども、申請者は市町村ということになるわけでありまして。先ほどから私が懸念しております市町村の廃棄物に対する処理の努力を、輸出入でその意欲を阻害させないようというふうに願うわけでありまして、国内の廃棄物処理の努力をそぐようなことがあつてはならないわけでございます。つまり、市町村が輸出申請者になるというところをここで書き込まなければならぬ理由があります。この辺に対する厚生省の市町村に対する指導とか、あるいは厚生省の決意のようなものがありましてお知らせいただきたいと思います。

○藤原(正)政府委員 一般廃棄物につきましては法律上市町村が処理することとされておりますので、これと法律的な整合性をとる意味で市町村を輸出できる者の一つとして掲げたものでございまして。市町村が一般廃棄物の輸出を積極的に進めることを想定して規定したものでございまして。一般廃棄物につきましては、市町村を中心に排出抑制、減量化を積極的に進めるとともに、必要な処理施設の整備を強力に進めてまいりたいと考えて

ております。

○土肥委員 とはいいいましても、この廃棄物処理法に堂々というのか、正式に市町村が一般廃棄物の輸出申請者になり得ることになってまいりますと、いろいろな波紋を呼ぶだろうなということとを私は考えるわけでありまして。そういう意味で、この廃棄物の処理に関する今回の改正というのは片一方ではそういう危険性を与える、こういうふうにも思うわけですね。したがって、この市町村の持つております責務、特に原則として国内できつちりと処理できるといふふうな体制にぜひしてもらわなければならぬし、国の方もそういう指導をきちんとするようにお願いをしておきたいと思っております。

輸入の方は輸出と同じような並びで考えられるわけでありまして、輸入業者というのは、産業廃棄物処分業者でありまた特別管理産業廃棄物処分業者、あるいは産業廃棄物の処理施設を持つている者、その他厚生省令で定める者、こうなつております。これで潜りていまいし、どうか横からといひましようか、密輸入的に廃棄物が輸入される道はふさがれているというふうに理解いたします。ぜひともこの辺ではきちんと産業廃棄物の業界に対する指導をお願いしておきます。

しかしながら、やはり人間がすることでありまして、どこかで必ずおかしな輸入や輸出が行われることが考えられるわけでありまして、そういう意味で立入検査というふうな監視体制というものが一番重要ではないかと私は考えるわけですね。この立入検査については第十九条の第二項に出ておりますが、「厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物を輸出しようとする者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、国外廃棄物の輸入若しくは廃棄物の輸出に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において廃棄物を無償で収去させることができる。」大変強い監視体制、立入検査がここに書き込

まれているわけでありまして。

しかし、これが実際にこのとおり行われるようにするには、やはりどうしても厚生省の職員を充てなければならぬわけでありまして。ちなみに市町村には、保健所単位でございましてけれども環境衛生指導員が配置されているわけでありまして、これが増員されまして、基準単位が人口百七十万人でしたか、産廃では五人から七人へ増員され、一般廃棄物では六人から九人に増員されたというふうなことがありまして、地方における環境衛生指導員の充実も少しづつ進んでいるのかな、こういうふうにも思います。

さて、いよいよ新しい事態になりまして、厚生大臣は厚生省のスタッフを使いまして立入検査をやるわけでありまして、いわば日本には主に船で運んでまいりますから、あるいは船で輸出するわけでありまして、港あるいは場合によっては空港なども考えられるわけでありまして。実際にこれだけの立入検査をする。そして日本は島国でありまして、あらゆるところに港があるわけでありまして、どこに入るかというふうなことに付いては、それぞれその現場に行つて立入検査をしなければならぬのだらうというふうに思います。

そこで、この廃棄物の輸出入にかかわるさまざまな業務、そして立入検査などを行うのに厚生省は十分な職員を確保できるのかどうか、その職員の確保をどうするのかということが一点。

それからもう一つは、本法を施行いたします場合に年間一体どれくらい廃棄物の輸出入業務が生じるのか、立入検査などどれくらい件の数があ

るかというふうなことを、おおよそでございまして。それから第三点としては、先ほど言いましたように主に港が使われるわけでありまして、そういうことからいいますと、東京から一々出かけていくわけにはいきませんので、各地域にそうした立入検査の職員を配置しなければならぬわけでありまして、そういうこと目の目安などについてもお答えいただきたいと思います。

○藤原(正)政府委員 廃棄物の輸出入の規制の実効性を担保するためには、立入検査により輸入の許可または輸出の確認の申請内容と実際に行われている輸出入の内容が一致しているかどうかを实地に確認することが必要でございます。このように入立検査、確認の作業にはそれなりの人手が必要であることは事実でございますが、年間の立入検査の件数がどの程度になるかという点が一つの問題でございます。

改正法施行後の廃棄物の輸出入の動向の予測は難しい面がございます。現時点では確たる見込みを申し上げにくい状況でございます。また、改正法施行後の廃棄物の輸出入の件数の予測はなかなか難しいと思われまして、それに対応するための立入検査に当たつての体制につきましても申し上げにくいところでございますが、法施行後の状況を見た上で、廃棄物の輸出入の規制が的確に行えるよう必要な体制の整備に努めてまいりたい、このように考えております。

○土肥委員 まだこれからということで、きちつとした数字が出ていくということでございますけれども、私はやはりこれは重大なことだとういうふうに思っています。立入検査の要員が足りないためにあらゆるところから、パーゼル条約とか国内法の網の目をくぐる人がどれだけのいるかということとは私も想像がつかないわけでありましてけれども、例えば難民、難民と言つてはいけませんが、どうか、諸外国から日本に小さな船でやつてくる。そして上陸しまして二、三日たないといわれないというようなこともあるほどに日本の島国の海岸線というのは長いわけでありまして、主要な積み出しができる港に船が着けられるということからいえば、そういう難民のようなことはないといいたしても、やはりきちつとした立入検査の体制をぜひつくるべきだ。

そして、そのためにはやはり大蔵省もこの立入検査のためのスタッフを、しかもこれは帳簿を見たりすることから廃棄物の内容に至るまでチェックしなければいけないわけですから、事務上ある

いは化学的な知識もかなり必要なのでありまして、そういうスタッフを十分に確保して、そしてよく訓練されて、そして日本における廃棄物の輸出入の動向をきちつと把握し、また指導していただきたい。そのためにぜひとも職員の増員をなさるよう希望しておきます。

さて、この改正案はパーゼル条約にどう対応するかということでございまして、当然間もなくパーゼル条約が批准されるわけでございますけれども、どうもパーゼル条約の廃棄物の考え方と日本の廃棄物の考え方が若干違ひまして、いろいろなところで行き違ひがあるように考えます。

外務委員会ではございまして、ここではパーゼル条約の内容については論じませんけれども、どうも私が見る限りではパーゼル条約の方がわかりやすいといひます。特に何が有害な廃棄物ですかというように示す場合に三つの方法で説明がしてありまして、一つは廃棄物の経路、どういふところから危険な廃棄物が出てくるかという経路がYの1からYの18まで述べてあります。そうすると、ああ大体こういうところから出るのだなということがわかる。

その次は、ではどんな成分が有害な廃棄物であるかということについては、今度はYの19から45、こう書いてあります。化学者じゃございせんので中身はわかりませんが、金属カルボニルから始まりまして有機ハロゲン化合物というところまで来るわけでありまして。

そして、今度は有害な特性ということも挙げまして、我が国内法でもありますような爆発性であるとか、引火性であるとか、可燃性の固体であるとか、自然発火しやすい物質であるとか、水と作用して引火性があるとか等々、あるいは毒性も含めまして、毒性などは「えん下し、吸入し又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な傷害を引き起こし又は人の健康を害しやすき物質又は廃棄物」、こう書いてありまして、非常に丁寧というかわかりやすいというか、素人が見てもわかりやすいようになっているわけでありまして。

日本の廃棄物処理法は少しスタイルが違うわけでありまして、一つお聞きしたいのは成分であります。成分が一番わかりやすいわけでございますが、Yの19から45まで二十七品目挙げられてあります。我が国の特別管理産業廃棄物がこれに当たると思いますが、その特別管理産業廃棄物の中に挙げられております物質名の数を比較してみたいと思ひますが、この二十七の中で幾つ日本では指定しているのでしょうか。

○藤原(正)政府委員 特別管理産業廃棄物は、有害な特性を有する廃棄物について、廃棄物の性状別に、かつ含まれている物質や廃棄物の性状別に指定されておまして、廃棄物または物質と有害な性質の組み合わせによるパーゼル条約の対象物と単純に比較することは難しいわけでございますが、仮にパーゼル条約のYの19からYの45の物質の区分により特別管理産業廃棄物に含まれている物質ごとの当てはめを試みますと、Yの19からYの45の物質のうち十二の項目について対応しているということになります。

○土肥委員 しかし、パーゼル条約を批准するのでありますから、国内法もそれに基いて整備をする。そして、日本ではいわれる特別管理産業廃棄物として品目を認定していくわけでありまして、やはり限りなくいいましようか、できるだけパーゼル条約の例えば成分の表に近づける、一致させるというのが義務だと思ひますが、今後の方針、考え方についてお聞きしたいと思ひます。

○藤原(正)政府委員 パーゼル条約は、条約作成の背景にもあらわれておりますように、先進国を主とする排出国から輸出される有害物によって開発途上国を主とする輸入国の人の健康や生活環境に支障を生じないことを本旨として、輸出入の規制を行おうとするものでございます。この趣旨から、規制対象の有害物についても、各国の使用や排出の実態をもとに幅広く範囲を定めております。

は、我が国における廃棄物の排出実態を踏まえ、現に排出されているものについて、排出から処分に至るまでの危険性、有害性の程度、処理技術や処理施設、処理業者の状況等を総合的に勘案しまして、規制の必要性を判断することによりまして、通常の廃棄物とは異なる特別の強化した基準により処理等を行うものとして指定されておるのでございます。このように、条約上の有害物と特別管理産業廃棄物は規制の趣旨、目的を異にしており、その結果、その範囲も異なるものとなっております。

なお、条約上の有害物のリストの中には、我が国においては排出実態が余り見られないものもございまして、このリストに掲げられている品目につきましては年次計画を立てて調査を行うこととしておりまして、必要なものにつきましては、今後特別管理産業廃棄物として指定することとしていきたいと思ひます。

○土肥委員 このパーゼル条約というのは世界規模の有害廃棄物の取り扱いでございますから、日本にないものもあるかと思ひますが、やはりいろいろな廃棄物が出てくるのが今日でございます。わけのわからないようなものも出てくるわけでありまして、また、いろいろな産業活動の中で次から次に出てくるものに付加していく、つけ加えていかなければならない物質もまたあるかというふうに思ひます。

しかし、どうもいろいろものを調べてみますと、まだ日本の特別管理産業廃棄物の中の危険物と言われる物質の指定はやはり少ないんじゃないか、もう少し国際的な基準に合わせるべきではないかという意見もあるわけでございます。パーゼル条約を批准するといふ以上は、そうした日本に余り出回っていないものであつても、どこから出てくるか、どこからまた輸入されるか、輸出されるかわからないわけでございますので、私もそうしたなるべく厳密な成分表を提出すべきだといふように思ひます。ぜひとも今おっしゃいましたように努力を続けていただきたい、このよ

うに思う次第であります。

以上で大体この法案に関する私の疑問点は押さえておきました。したがって、この法案をもつていよいよ日本の廃棄物処理に関する法体系はできた、あとはどうするかということになります。

一つこれに関連して御質問をしたいと思います。日本は海洋投棄というものをかなり昔からやっております。今でも我が国は世界で最大の海洋投棄国というふうに言われております。ここでは廃棄物をやっておくわけでございますけれども、産業廃棄物のことについては、いろいろな法案との絡みあるいは役所の領域との絡みがありまして、ほかの省庁を呼んでおりませんので、省略いたします。

厚生省に関するものとして、いわば尿についてお聞きしたいのであります。今日でもかなり大量の尿の海洋投棄が実施されているというふうな感じが、現在の尿処理、そしてその海上投棄の状況はどうなっているのでしょうか。

○藤原(正)政府委員 平成二年度末における尿処理の状況は、全国ベースでくみ取り人口が三・四・一％、これは全国の人口のうち四十二万八千人分になります。浄化槽による水洗化人口は二・七・二％であります。これは人口でいいますと三千三百五十九万人でございます。下水道による水洗化人口は三八・七％、これは人口では四千七百八十万人というふうになっております。

○土肥委員 今のパーセンテージを聞きますと、下水道が最大で三八％、くみ取りが三四％、そして浄化槽、簡易浄化槽が二七％。日本の国というのは非常に島国、山国で、山があり谷があるというふうなことで、そしてまたその谷間に小さな集落がたくさんあるというのが特徴でございます。大都市は別にいたしても、なかなかこの下水道整備というのは難しいというふうには私に考えます。いろいろ陳情などを聞いてみても、もう百メートル工事するだけで何億という金がかかるわけでありまして。

私は兵庫県の朝来郡和田山町というところに社会福祉施設を持っております。そこが非常に高い処理率を持っております。人口一万三千人ぐらの町でありますけれども、ちよつとパーセンテージは忘れましてけれども、かなり高いパーセンテージを占めております。それは要するに小型の合併処理浄化槽を普及させて、非常に加速化させて、その結果非常に快適な生活が行われておるわけです。

くみ取りによる尿処理は、尿の量というのと、いわば反比例して下水道や簡易処理が行われるわけでありまして、くみ取り人口が三四・一％あつて四千万人の人がまだくみ取りだということでは、これだけ経済が豊かになった日本の国としては大変恥かしいことだ、このように思います。そこで、私はやはりなるべく早く小型の合併処理浄化槽の普及を図らなければならぬと思つて、この合併処理浄化槽の現状はどういうふうになつていようか、お知らせいただきたいと思つております。

○藤原(正)政府委員 合併処理浄化槽の設置基数は、平成二年度末現在全国で約二十一万基であり、昭和六十二年に創設された合併処理浄化槽設置整備事業の実施等により、年々その基数は増加しております。浄化槽全体の設置基数は約六十八万四千基でありまして、そのうち約三％がこの合併処理浄化槽でございます。毎年度新たに設置される浄化槽に占める合併処理浄化槽の割合は年々増加してきております。平成元年度は約一〇％でありましたが、平成二年度におきましては、設置された浄化槽三十八万基のうち約一五％に当たる五万六千基が合併処理浄化槽というふうになつております。このように年々ふえてきております。

○土肥委員 これは、私は日本が文化的な生活をするというその基本的な、もう日常生活の中で最も急ぐべき政策だというふうに思つて、したがって、厚生省の予算の中でも、あるいは地方を指導する場合も、合併処理浄化槽が普及できる

ような強力な推進をしていただきまして、もう海上投棄などというやつともない処理はしないで、なるべく早く下水道なり合併処理浄化槽による水洗化を図るべきだ、このように思つております。

さて、しかしながら、私も合併処理浄化槽を見ておきますと、非常に頻繁な保守管理、維持管理をしなければいけないわけでありまして、それを忠実に履行しないと処理能力が落ち、逆に大変厄介なものを庭先などに抱え込んでしまうということになるわけでありまして、そういう意味では、この合併処理浄化槽の技術的な進歩あるいは研究開発ということもぜひとも手をつけていただきたい。それから、下水道よりもはるかに安い費用で、安い経費で合併処理場の設置は可能なのであります。しかしながら、ユーザでありましてお一人お一人の家庭で、やはりなるべく安い費用で、そして扱いの簡単な浄化槽を提供していくということが極めて大事であります。

それからもう一つは、それを保守管理、維持管理する者として専門的な業者が必要なのであります。そして、この人たちがどの町にもいて、良心的な、そして質的に高い仕事をやってもらえようというふうな人、やつていただかなきゃいけないわけでありまして、その点についての現状を御説明いただきたいと思つております。

○藤原(正)政府委員 浄化槽の保守点検、清掃等の維持管理の実施は、浄化槽法上は一般住民である浄化槽設置者の責務となつておりますが、実際には個々の設置者が、保守点検については都道府県知事の登録を受けた保守点検業者または国家資格である浄化槽管理士への委託により、また、清掃については市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者への委託により、維持管理を実施しております。

浄化槽が所期の機能を発揮するためには、これらの専門の業者による適正な維持管理が不可欠でありますので、それぞれの業務の適正な実施のため業界団体等を通じて指導を行っているほか、特に補助事業により設置される合併処理浄化槽につ

きましては、都道府県と市町村が協力して適正な維持管理が徹底されるよう指導を行つてきておるところでございます。

また、浄化槽管理士の国家資格を有する者を対象とした特別講習制度を設け、平成元年度から五年計画で小型合併処理浄化槽の維持管理技術に関する特別講習会を実施するなど、教育制度の充実により保守点検、清掃業者の質の確保と向上を図つてきております。

また現在、厚生省では生活環境審議会浄化槽専門委員会におきまして、地域住民を組織化した関係業者も協力する形の新しい維持管理システムのある方などにつきまして審議検討をいたしておるところでございますが、今後これらの取り組みを通じて、設置者である住民がより簡便に浄化槽を利用できる体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○土肥委員 ありがとうございます。ぜひとも全国的に水洗化が進むことを期待します。

さて、大臣に最後にお尋ねいたします。いよいよ改正廃棄物処理法も施行され、リサイクル法も推進され、また産業廃棄物施設整備促進法も実施されました。今回のパーゼール条約対応の廃棄物の処理及び清掃に関する法律もやがて成立しようとしております。これで国内の廃棄物に対する法整備は一応完成したのではないかと、いうふうにも理解するわけでありまして、今回の法案によつて、外国との廃棄物の行き来もまた対象になるような時代に入りました。

問題は、法整備が済んでそれでいいというのではなくて、いよいよこれから中身をきちつとしていかなければいけない。中間処理施設にいたしましても最終処分場をいたしましても、極めて問題のたくさんある我が国でございます。今後厚生省として、あるいは大臣として、廃棄物行政に対する御決意をお聞かせいただきたいと思つております。

○山下国務大臣 官澤総理は就任されるときに、生活大国ということをお政治の目標とすることを明示したものであります。このことは、政治

の目標というものが我々国民の日常生活により大きく重点を置くことだと理解をいたしますし、そうなれば日常生活においてごみの処理ということは大変な重要な課題でありますし、また厄介な問題でもあると思います。そこで、そこに焦点を合わせて、厚生行政の一つの大きな問題としてこれを取り上げていかなければなりません、そういう趣旨から法の改正を行った次第でございます。

このことについては、総合的な減量化対策ということとをまず考えていかなきゃならぬということとでございます、そのためには国民経済社会の仕組みというものを当然変えていかなきゃなりません。今申し上げましたようなそういう仕組みの中で、廃棄物を出さないような仕組み、これは産業廃棄物あるいは家庭のごみも双方ともそうでありますが、ここにまた今後とも工夫や重点を置いて厚生行政を進めていかなければならないと考えております。

○土肥委員 ありがとうございます。これで終わります。

○牧野委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 最初に、私自身のことから申し上げて恐縮なのですが、実は昨年、東京でGLOBEの総会がございました。このGLOBEというのは地球環境に関心を持つ国会議員の世界的な議員連盟でございますが、総裁が当時アメリカのアル・ゴアさん、今度副大統領になりましたけれども、彼も日本に参りまして国際会議がありました。これには日本の代表、それからECの代表、それから旧ソ連邦の代表、そしてアメリカの代表、参りましたときに、私のパレル条約の批准の問題、そして国内法の整備の問題について基調報告をさせていただいた経緯がございます。

そしてさらに、ことしの春の予算委員会でもございましたが、早く日本もこのパレル条約に加盟をしない、そして国内法の整備をやって、できればオデジャネイロの環境サミットまでに、地

球サミットまでに間に合うようにするべきではないのか、このような主張を申し上げてきたのでございますけれども、大変おくれまして今日に至ったわけでございます。

最初に伺いたいのは、このパレル条約への加入並びに国内法の整備がおくれた理由、これから聞いていきたいと思っております。

○伊佐敷説明員 お答えいたします。

政府といたしましては、パレル条約が平成元年三月に採択された後、早期に締結するため鋭意検討を進めてきたところでございます。検討の結果、本件条約の実施のためには新たな国内法の整備が必要であるという結論に達しました。したがって、国内法の起草を早急にいたしまして、そのための国内法、本日御審議いただいております廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案及び特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律案、これを前国会に提出した次第でございます。この二つの法律案が成立いたしますれば、締結のための措置が整うことになるわけでございます。

この条約は、既にフランス、豪州、中国等が締結しておりますほか、欧州共同体の諸国等もその締結につき検討を進めております。我が国といたしましては、地球環境の保全のために国際的な責務を果たすとの見地より、有害廃棄物等の不適正な移動及び処分を防止するための国際協力に貢献するとの見地から、この条約を早期に締結することが望ましいというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 おくれた理由は、巷間省庁間の縄張り争いが原因だ、こういうふうに言われているわけですが、特に今度の法律は、新法とこの廃掃法の一部改正という二本立てになっていきますね。この中で厚生省としての役割をどのように位置づけたのか、これを聞きたいと思っております。

○藤原(正)政府委員 パレル条約は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に伴って生じる人の健康または生活環境に係る被害を防止することを目的としておりまして、これに対応する国内

内法案、すなわち特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案につきましては、廃棄物処理の観点から厚生省、輸出入管理の観点からは通産省、環境保全の観点から環境庁、計三省庁の共管の法案としたものでございます。

この法案において厚生省は、基本的事項の作成・公表、輸出入移動書類のうち廃棄物に関する事項、輸出入された廃棄物についての措置命令及びこれに関する立入検査、報告徴収等の役割を担当することとなります。なお、輸入された廃棄物の国内処理に係る措置命令等は廃棄物処理法により対応することとなります。

さらに、厚生省では、パレル条約及びこれに対応する国内法案の規制対象外である有害でない廃棄物も含めまして、廃棄物全般について廃棄物処理法を改正し、国内における適正処理の確保を図るとする観点から、輸出入の適正化について厚生省として責任を持つて対応することとし、所要の規制措置を講ずるための規定の整備を行うこととしたものでございます。この廃棄物処理法改正案は、パレル条約に対応する国内法と相まって、廃棄物の輸出入に関する管理の徹底を図り、また条約の適正な履行に資するものでございます。

○遠藤(和)委員 一番の問題点は有害廃棄物の定義の問題ですけれども、パレル条約と日本の今までの国内法の概念とは全く違っていた、こういう部分がありまして、これが大きな問題になっていったわけですか。

例えば具体的に申し上げますと、我が国は有害化学物質を含む廃棄物を有害廃棄物としているけれども、パレル条約では、有害化学物質を含まないものであっても、引火性とか発火性などを持つものは有害廃棄物と規定をしている。あるいは、日本の廃棄物処理法で有害物質とされているのは十一種類ですが、パレル条約が対象とする有害廃棄物は四十七種類ある。また、有害性の概念についても我が国とこのパレル条約とは違っておりまして、この点をどのようにこの法案の中

で調整したのかという問題点です。三省共管法律の新法では、このパレル条約の規制対象物と新法の規制対象物は一致するんですが、今回のこの廃掃法の一部改正では、そこが法案の文案には全く見えてきません。パレル条約関連法案と言う以上は、その概念を一緒にするというのが当然ではないかと思うんですが、どうですか。

○藤原(正)政府委員 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案第二条においては、この法律とパレル条約との整合性を確保する観点から、条約上の規定を引用することにより、パレル条約の規制対象物を特定有害廃棄物等と定義しているものであります。

一方、廃棄物処理法は、国内における廃棄物の適正処理の確保の観点からすべての廃棄物を規制の対象としており、今回の廃棄物処理法改正法案においても、廃棄物のうちパレル条約の対象物品とはなっていない無害な廃棄物も含めて、すべての廃棄物について輸出入等の規制を行うこととしておりますが、有価物については廃棄物処理法上の廃棄物ではございませんので輸出入規制の対象とはしていません、このような違いがあるわけでございます。

○遠藤(和)委員 私は、有価物を含む含まないの議論をしているではありません。いわゆるこの新法の方はパレル条約の対象すべて、四十七種類を全部対象としているのに、この廃掃法は特別管理廃棄物という定義ですから、これは四十七種類全部ではありません。厚生省は国内の廃棄物対策との一体性の確保が必要だということを御主張されていたはずなのに、この新法とこの一部改正法案では一体性がないのではないかと。ここは大い問題だと思ふのですが、はっきりしてくださいますか、これを問題にしているのです。

○藤原(正)政府委員 パレル条約は、条約作成の背景にもあらわれておりますように、先進国を主とする輸出国から輸出される有害物によって開

発達上国を主とする輸入国の人の健康や生活環境に支障を生じないことを本旨として、輸出入の規制が行われておりまして、この趣旨から、規制対象の有害物につきまして、各国の使用や排出の実態をもとに幅広く範囲を定めているものでございます。

一方、廃棄物処理法における特別管理廃棄物は、我が国における廃棄物の排出実態を踏まえ、現に排出されているものについて、排出から処分に至るまでの危険性、有害性の程度、処理技術や処理施設、処理業者の状況等も総合的に勘案し、規制の必要性を判断することによりまして、通常の廃棄物とは異なる特別の強化した基準により処理等を行うものとして指定されるものでございまして。このように、条約上の有害物と特別管理廃棄物は規制の趣旨、目的を異にしており、その結果、その範囲も異なるものとなっております。

なお、条約上の有害物のリストの中には、我が国においては排出実態が余り見られないものもございまして、このリストに掲げられている品目につきましては年次計画を立てて調査を行うこととしておりまして、必要なものにつきましては、今後特別管理廃棄物として指定をしていくこととしていきたい、このように考えております。

○遠藤(和)委員 御承知のことと思えますけれども、バーゼル条約というのは、加入に当たって有害廃棄物を留保するとはできないわけですね。四十七種類全部認めなければいけないわけですから、留保はできない。ということであれば、バーゼル条約関連法案と言う以上は、このすべてを対象とする努力をしていかなければいけないことは当然ですね。でなければバーゼル条約関連法案じゃないんじゃないか、こう思うのですけれども、バーゼル条約関連法案なんですか。であれば、バーゼル条約が対象とした廃棄物は国内においてもきちんと一体性を持って管理をしていく、これは当然のことではありませんか。この努力をしていきますか。

○藤原(正)政府委員 先ほど答弁いたしましたように、

うに、バーゼル条約に掲げられております品目につきまして年次計画を立てて調査を行うことにしております。必要なものにつきまして、特別管理廃棄物として調査の結果、指定していくという考えでございます。

○遠藤(和)委員 それから、バーゼル条約の問題点の一つに、有害性の判断方法と基準について、国際基準の作成が今後の課題として残されているわけですね。作成されるまではどうしているかというところ、それぞれの国の国内法に基づきまして基準の厳しい国の基準を基準とする、こうされているわけですね。この点について我が国はどういう努力をしていくつもりなのか、これを確認したいと思っております。

○藤原(正)政府委員 バーゼル条約附属書IIIに掲げる有害特性の判断につきましては、国際基準が策定されるまでは各国ごとに異なることも考えられます。この点は委員御指摘のとおりかと思えます。そのため、条約事務局及び締約国との間で情報交換を密に行い、バーゼル条約対象廃棄物の具体的な解釈の差による問題が生じないように対処してまいりたいと考えております。

○木下説明員 先ほど水道環境部長からお答えのとおりでございます。各国の処理基準につきましては、あるいは定義につきまして若干のそごが発生するおそれがございます。このことにつきましては、条約事務局及び私ども加盟国になる国との間で密接な情報連絡をとりまして、そういったことがないよう努力してまいりたいと思っております。さらに、統一的な基準が望ましいところでございます。ですので、そういった基準ができるよう努力してまいりたい、このように考えております。

○遠藤(和)委員 中央公害対策審議会の平成二年十二月十八日の答申、いわゆる「有害廃棄物等の越境移動対策の在り方について」の中に、有害廃棄物等の国内処分の原則というのが三つあったわけですね。要約して申し上げますと、有害廃棄物等は、原則として発生源である我が国内

でリサイクルし、または処分するよう努めるべきである。二は、特に埋め立て等の単なる処分を目的として有害廃棄物等を輸出することは、原則として禁止すべきである。三、有害廃棄物をリサイクルの原料として輸出する場合は、環境保全上適正に実施されることを条件として、輸出を認めるべきである。この三点が法案上どのように明文化されておりますか。

○藤原(正)政府委員 御指摘の答申の有害廃棄物等の国内処分の原則につきましては、今回の廃棄物処理法改正案にその趣旨が反映されていると考えております。具体的には、改正法案第二条の二に国内発生廃棄物の国内処理等の原則を規定しております。さらに、第九条の六及び第十五条の四の四において、廃棄物の輸出を行うとするときは、厚生大臣の確認を受けなければならないこととしております。国内において適正に処理されることが困難であると認められる廃棄物の輸出などに限って、輸出ができるように規定してあるところでございます。

○遠藤(和)委員 同答申の中でこういうことも書いていますね。廃棄法に係る処分基準の整備という項目があるのですが、その中に、「バーゼル条約で規制の対象とされている有害廃棄物等と比較して、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められている有害廃棄物は、その対象となる有害物質の種類が少なく、また、その形態も限られている。しかし、同じ性状の廃棄物が、輸出される場合には有害廃棄物等として取り扱われるのに対し、我が国で発生したもの又は輸入されたものを我が国内で処分する際には、特段の規制を受けなければならない」とあるのは、規制の均衡を欠く「したがって、我が国内においても、有害廃棄物等を適正に管理するため、処分基準を整備することが必要である。」と言っています。この点についてはどう対応していますか。

○藤原(正)政府委員 有害廃棄物に係る処分基準につきましては、平成四年六月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正により、特別管

理産業廃棄物に指定し、その処分基準を新たに設定して、適正な処理の確保を図っているところでございます。さらに、特別管理廃棄物に関しましては、有害廃棄物についての規制を強化する観点から、バーゼル条約の廃棄物リストに掲げられている品目について年次計画を策定して調査を行った上で、必要なものにつきまして今後特別管理廃棄物として指定していくこととしております。

○遠藤(和)委員 このバーゼル条約加入に当たっての厚生大臣の決意をお伺いしたいのですが、加入ということになりますと、当然廃棄物の輸出というのが原則的に禁止になるわけですね。そうなりますと国内でちゃんと処理をしなければならぬ。そういうことになりますと、最終処分場の確保の問題、それからリサイクル施設の確保の問題、これが大きな問題でございまして、十分に整備されているとは言えません。このままでいくと日本列島がごみ捨て場になる、そんな心配があるのですけれども、これは予算の問題もありませんし、法整備の問題もありませんが、最終処分場の確保並びにリサイクル施設の充実等につきましての厚生大臣の御決意を聞きたいと思っております。

○山下国務大臣 今回の法の改正にもございまして、やはり廃棄物の処理は原則として国内でやるということでございます。それをやるためにどうするかということは、今先生が御指摘なさったとおりであると思っております。

私も今の職になりましてから、江東区のある百九十万坪埋め立てたところを初めとしまして、地方の市町村の処理場等も見て回りましたけれども、決してまだ十分とは申し上げられません。したがって、そういった施設等対応するものをつくると同時に、出さないようなことを考える。リサイクルとか減量化対策とかいろいろなことを考えていかなければならぬと思いますが、同時に廃棄物の輸入管理の適正化ということにも努めるし、いろいろな面でこれから廃棄物対策というのは厚生行政のまず一番大きな問題として、これはもう腹を本当に据えていかなくてはならぬ重大な問

題であると理解をいたしております。

○遠藤(和)委員 それでは、これでこのパズル条約関連を終わります。ちょっとこの機会にぜひ質問をしたいことがありますので、お願いをしたいと思っております。

まずエイズの対策ですが、私、この間都立駒込病院に行つて現場のお医者さんからいろいろ話を聞きましたが、二つ緊急にやつてもらいたいというお話がありました。

その一つは、病院と保健所の役割分担を明確にしてもらいたい、そのために保健所で無料で匿名で検査ができるようにぜひ早くしてもらいたい、これが第一点。もう一点は、患者のプライバシーを守るということになっているのだけれども、AZT、エイズの発症を抑制するという薬ですけれども、これを適用すると、保険の適用になつていきますから氏名を書かなければいけない。レセプトが回るわけですから、そうなりますと健保組合なんかで全部名前がわかつてしまうわけですね。プライバシーを保護するという意味からいえばAZTを無料で現物給付をしてもらえないか、この二点がありました。これに早急に取り組んでもらいたいと思うのですが、どうでしょう。

○谷政府委員 エイズのことについてお答えをさせていただきます。

まず一点は検査の問題でございますが、御承知のようにHIV検査、いわゆるエイズの抗体検査につきましては、国民が迅速かつ安心して検査を受けられる体制をつくるということで、相談なり検査体制の整備を図つてきております。現在におきましても、全国の保健所で匿名の検査を実施してきています。これは御承知のとおりかと思ひます。一方、検査を受ける方のニーズにも応じて、医療機関においても検査を実施しているわけでございますが、今後このHIVの抗体検査につきまして保健所における体制を一層強化することから、御指摘のようなことも含めまして、検査の迅速化あるいは機器の整備、個室相談室の整備等、保健所における検査体制の整備とい

うことに努めてまいりたいというふうに考えております。

それからもう一点、治療薬のAZTのことでございますけれども、申し上げるまでもございませぬけれども、エイズ患者あるいは感染者のプライバシーの保護ということは最も大切なことだといふように私も認識をいたしております。ただ、このエイズの治療ということにつきましては、エイズの治療に限らず、我が国におきまして医療は国民皆保険の体制のもとでやられているわけでございます。現行の医療保険制度のもとでは、どうしても給付を行う際の審査ということが不可欠なことになっております。そういうようなことで、御指摘のような措置を講ずることについて、御理解を賜りたいというふうに思っております。

一方、今お話ございましたいわゆるプライバシーの保護ということについては、正しい知識の普及ということとあわせて、一層啓発普及ということには努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○遠藤(和)委員 保険制度の中で保険を適用する以上は、氏名を特定しないといけない、これはわかります。ただ、プライバシーを保護することからいって、健保組合等で全部名前がわかつてしまつて、うちの彼がそうだとすることはみんなわかるわけですね、請求が来るのですから。この部分は特別プライバシーの保護という大事な問題があるわけですから、現物給付をする、無料にするというアイデアとともに、例えばプライバシーの保護ということを保険組合にもきちっと義務づけるとか、何かそういうことをやらなければ野放しになって、病院の側で幾ら名前を隠していてもきちっと保険を請求する。その扱うところがみんなわかつてしまふわけですから、何か工夫があつてしかるべきで、できないなんというそんなことはプライバシーを保護することにならないのではないかと。もっとしっかりいろいろアイデアを

出してもらいたい、こう思いますが、どうですか。

○古川政府委員 プライバシーの保護というのは最も大事なことで、こういうふうに思つております。

それで、今のお話のように、エイズに関する治療そのものにつきましては、医療保険を用いて行われる限りは、これをレセプトに記載して保険者に請求するということが不可欠である。これを省略するということはできないわけでございますが、健保組合に対する、あるいはほかの市町村あるいは国保組合等もございしますが、プライバシーの保護に關しましては、エイズ予防法では守秘義務等罰則の適用あるいは懲役を含めた適用があるわけでございますが、健保組合等に対しては法律上の規定はございません。しかしながら、健保組合の職員に対しては、従来から健康保険組合事業運営基準、これは局長通達でございすけれども、これによりまして、これはエイズに限らないわけでございますが、秘密保持の徹底を指導しているところでございまして、今後さらに適正を期してまいりたいと考えております。

特に、このエイズの問題が大きな問題になって以来、私も、私どもは事あるごとに健保組合の理事会とか講習会とかいろいろな機会をとらえて、かりそめにもそういうふうな秘密が漏れるということがないようにということを厳に指導しているところでございまして、十分その点は配慮してまいりたい、かように考えております。

○遠藤(和)委員 最後に、診療報酬の改定問題で二つ聞きたいのですが、一つは歯の問題、もう一つは耳の問題です。

合わない入れ歯がいつぱいあるというのですよ。この間もテレビでやっていましたけれども、老人ホームのお年寄りが食事のときには入れ歯を外すというのですよ。どうして外すかという、痛くて合わないから歯を外して食べる。食事をするために入れ歯を外したのじゃないかと思うのですけれども、入れ歯を外さなければ食事ができない、こんな入れ歯がいつぱいありまして、つくつ

ては合わない、つくつては合わないというのがいつぱいできる。これは診療報酬の点数に問題があるのではないかと。入れ歯をつくつても、中を手直しをしなければうまく合わないわけですね。その調整に着目をして診療報酬の点数をつけていくということが大事なわけですが、この辺がなおざりになっているのじゃないか、こう思うのです。

それからもう一つは、人工内耳の問題なんです。非常にいい器械ができてまして、人工内耳というのができています。これは高度先進医療の対象になつていて、人工内耳そのものについては保険適用はできない状況になつていて、大体三百万円ほどかかるそうですけれども、これを次の診療報酬改定時にはぜひ保険適用ができるように検討してもらいたい、こう思うのですが、この歯と耳の問題、ぜひ検討してください。

○古川政府委員 まず一点の義歯の問題でございます。歯科の診療報酬につきましては、かねてから技術料重視という考え方に立ちまして、診療報酬の改定の都度、義歯に關する点数を含めまして、技術料の引き上げ等が行われてきているというところは御案内のとおりでございます。

そこで、お尋ねの義歯の調整ということでございますが、現在の状況では、有床義歯を新たに作製した後一カ月以内に義歯の調整を行った場合には、その月におきまして有床義歯指導料、これは百五十点でございますが、有床義歯指導料として評価される取り扱いになっておるわけでございます。その趣旨は、新たに製作された義歯につきましては、通常一カ月以内におおむね二、三回で調整されるというのが歯科医学上の常識といひます。ところが、そういったことであるという趣旨から設定されているわけでございます。一カ月以上上り下りして連続して調整を行った場合には、こういった点に着目した特別の点数設定というものは行われておらないわけでございます。再診時基本診療料に包括して評価する、こういう

仕組みでございます。

なお、一カ月を経過した後に、一たん治療が完了いたしました後に再び患者が義歯に起因する症状、例えば潰瘍がでるとか、そういった症状を訴えて来院して必要な指導等が行われた場合には、その指導等から一カ月以内に限り有床義歯指導料六十点が一回算定できるという仕掛けになってございます。

以上のようなことでございますが、保険医療におきます良質な義歯が作製できるように適切な評価が行われているというふうに私どもとしては考えておりまして、今後ともさらに適切な対応をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

それから、二点目の人工内耳の問題でございますけれども、これは平成三年十月以降高度先進医療というこの対象となされたわけでございまして、現在までに六つの医療機関がこの高度先進医療の承認を受けて実施をしているという状況でございます。

そこで、お尋ねのこういった高度先進医療から保険導入を図ることについてでございますけれども、これにつきましては、中医協に設置されました専門家会議におきまして、普及性とか有効性とか効率性、安全性及び技術的な成熟度につきまして総合的に判断していただき、それをもとに中医協の御審議を踏まえまして、保険導入が適当というふうに認められる場合には通常の診療報酬の改定ごとに保険導入を行っている、こういう状況でございます。

今後ともこのような手続で、本件を含めて高度先進医療については個別的に判断していきたい、かように考えておりますが、そういうことからいえますと、通常の診療報酬の改定というのが平成六年に予定されておるわけでございますので、そのときに実施の状況等も踏まえ、ただいま申し上げたような基準に照らしましてその保険導入の可否を判断する、こういうことに相なろうかと思うわけでございます。

○遠藤(和)委員 時間が参りましたので、本日はこの程度にとどめおきます。ありがとうございました。

○牧野委員長 寺前巖君。

○寺前委員 パーゼル条約批准に関連して、廃棄物の輸出入の規定が設けられていない廃棄物処理法の整備を行うことは私は当然だと思っておりますが、パーゼル条約の有害廃棄物の規制の範囲というのがは四十八種類ぐらいあると思う。ところが、日本の有害廃棄物の規制は九種類ぐらい、非常に少ないです。私はこれは気になる問題です。昨年、廃棄物処理法改正のときも議論になったようですが、厚生省も計画的に拡大していくことにしようというふうになつていくようですから、きょうはその問題については触れませんが、まず法案の中で気になる点についてお聞きをしたい、こう思います。

改正法の第二条の二、国内処理の原則に「なるべく国内において適正に処理されなければならない。」と書いてある。「なるべく国内において、何を想定してこういうことを書いてあるのか。私は、産業大国である日本であるだけに、輸出について、日本の国内においても人のおらぬところへおらぬところへというふうになつていく姿を見たときに、国外に犠牲を与えるというふうなことになるか、御説明いただきたいと思うのです。

○山下国務大臣 ごみの処理というものは国内処理が原則であるというところは、今日までたびたび私が申し上げてきたとおりであります。

そこで、今回のこの改正案に「なるべく」と書いてあるということは御指摘のとおりでございます。これは読み方によつてはいろいろ解釈もあるかもしれませんが、私としては「なるべく」ということは可能な限りという意味であつて、それじゃ可能な限り以外に何があるかということですが、これは将来にわたつてそういう事態が起きた場合には、例えば輸出する、それを受け入れるという、双方の間に条約に違反せず十分の了解があ

つてやるようなことが起きた場合には、それはそういうこともあり得る。現時点においては、今申し上げたとおりもうとにかく国内処理が原則でございますから、まずこれでおおよそ私はできると思ふのでございますが、繰り返し申し上げるように、可能な限りという解釈でこれは御理解いただきたいと思ひます。

○寺前委員 そうすると、何も今特別な想定をしていないわけではないというふうには聞かしてもらつておきます。こういう問題についてはきつちりしておかないとまずいと思うのです。

第九条の六の一号で、「一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物」、またここでも「困難であると認められる」ということで、これまたやたらと持つていくということにならないのだろうか。ここで「困難」というのは、処理コストが高いとか埋立施設の容量が不足とか、そういうことは念頭にないのでしょうか。それが念頭にないということだつたら、僕はとつとつとこ出してしまうことにならぬと思うので、まさかそういうことが含まれていないと思うのですが、いかがなのだろうか。あえて言わしていただくならば、具体的な一般廃棄物の輸出というのは何を想定しているのか、ここでもう一度聞きたいと思うのです。

○藤原(正)政府委員 処理の困難性につきまして、国内において廃棄物を適正に処理するための技術及び必要な施設、処分能力または適当な処分場所を有しない場合であるかどうかについて、個々の事例ごとに判断することになると考えております。このため、実際に支払われている処理コストが高いというだけでは、処理が困難であるとは言えないと考えております。また、国内の最終処分場の容量不足の場合につきましては、最終処分場の設置の技術的、社会的な制約という問題はあるが、容量不足というだけでは、処理が困難である場合には当たらないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、国内の廃棄物処理の状況を踏まえて、総合的に判断しなければならぬと考えております。

○寺前委員 そうすると、これは何を想定しているんだらう、あえてこういうことを入れているのは、御説明いただきたいと思うのです。

○藤原(正)政府委員 これに該当する廃棄物はどんなものを想定しているのかというお尋ねでございますが、今までの廃棄物の輸出入に関する相談等の事例から見まして、現時点では特に具体的な一般廃棄物は想定できないわけでございます。しかしながら、今後技術開発の進展により多くの新製品が市場に出てくることも見込まれまして、場合によっては国内においては適正に処理されることが困難であると認められるような廃棄物が発生することもあり得る可能性があるということから、このような規定が設けられておるわけでございます。

○寺前委員 可能性があるといえども可能性があるということになるのかしらぬけれども、日本のように科学技術の水準の高い国において処理されないということになったら、外国へ行つたつて処理されないんだから、そんなこと想定できないはずのものがここに書かれてくるというのは不思議でならぬですね。

その次、聞きますよ。第九条の六の二号の「厚生省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出」の規定は、再利用、リサイクルされる廃棄物を対象とする規定であらうと思うのだけれども、これは何を考えているのだろうか。具体的にちょっと聞かしてほしいと思うのです。

○藤原(正)政府委員 厚生省令で定める基準としては、再生処理が可能な廃棄物を再生処理を目的として輸出する場合を規定することを予定しております。これは必ずしも我が国において適正な処理が困難であるということではございませんが、再生利用を推進することは環境保全上も望ましいことから、輸出を認めようとするものでござい

○寺前委員 何を想定してどんなことを考えているのかというわけか、おれは、例え、これは今廃車をしよう、その被害がずつと日本の国内でも、瀬戸内海のどこかの島に行つて、もう大問題になつてゐる、こんなことも生まれているわけでしょう。日本の国内でそういう廃車をして、そのタイヤをめぐつて云々されていく、ということになつてくると、日本の国内でできなくなつてきた場合に、これを海外へ持つていってやろう、ということを想定しているのか。

そうすると、その場合には、こういう範囲はよろしいけれども、こういう範囲はだめですとか、何か具体的でなかつたら仕事にならぬやないですか。法律を出したさい、あとはもう任せておいてくれやうというだけでは。そうでしょう。だから具体的には、説明してえな。例えば、今は廃車をめぐつてタイヤの問題をちよつと感ぜなさい、言うのだけれども、説明できへんのかいな、それ。何かきつとした基準がなかつたら、それどういふ扱いをするつもりなんだろう。日本の不名誉になるようなことになつたら困るからね。どうなんですか。

○藤原(正)政府委員 お答えいたします。この廃棄物処理法の改正法で対象にしておりまゝは、廃棄物、つまり有価でない無価値物でございます。有価物はこの法律の対象でございませぬが、仮に無価値物の廃棄物で、それを処理、再生することによつて有価なものを取り出せるというふうな場合、そして、外国においてそういう技術があつて、適正に再生利用がされるというふうな場合に限りまして、この条項に基づいて輸出を認めるといふことになるわけでございます。

○寺前委員 大臣、聞いておつてわかる。正直言つて私何だかわからへんわ。おれの耳が、おれの頭が悪いのか、説明者が悪いのか、これははつきりしてやらねと、こんなことむにやむにや言つていたつて始まらへんと思つた。僕はみんなそういうふうには思つたのやと思つた。何もこれ反対やと言つてゐるのと違ふのや。具体的に説明してくれと言つてゐるのや。もう私これ以上時間とらへんよ。もう一回わかりやすく説明の機会にリアルにやつてほしいということを要望して、もうこの話、何ぼやつておつたつて始まらへんわ。

それからもう一つ聞くわ。今度は輸入の場合に、日本に入つてくる場合、これは産業廃棄物といふことになるでしょう。そうすると産業廃棄物には、廃棄物の性状によつては産業廃棄物といふのと特別管理産業廃棄物に分かれる。特別管理産業廃棄物といふことになる、マニフェストがついてくるから、さでこれがどういふ扱いになつていくのか。日本の国内に持ち込んできた者が最終処分まで責任持たぬといふことになつてくるとなれば、これはええのかいなという問題が生まれるのですね。

だから、途中においてそういう無責任な状態になつてきた場合に、輸入業者が撤収し、原状回復などきちんと責任持てるような体制はどうして担保されていくのか、これをはつきりしてほしいと思つたのです。逆に言うなら、日本から輸出をしていった場合にも、そこまで責任を持つという体制をきちつとしておかなければいかぬと思つたのです。この問題についてどういふふうに考えておられるのか、御説明いただきたいと思つたのです。

○藤原(正)政府委員 輸入された廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当しない場合には、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物管理票、つまりマニフェストの交付等を要しないものでございませぬ。輸入された廃棄物につきましては、改正法案に基づき、厚生大臣は廃棄物を輸入した者に對し必要な報告を求めることができ、また立ち入りを行い、帳簿書類等を検査することができ、また立ち入りなつております。また、パーゼル新法におきましても、通産大臣は、廃棄物を輸入した者に對し、処分者、運搬に関する事項を記載した輸入移動書

類を交付し、その写しを厚生大臣に送付することになつております。これらの措置によりまして輸入された廃棄物の処分状況を確認できるものでございませぬ。

○寺前委員 特管は別なんだよ。特管はマニフェストを最後までつとやることになるんだ。ところが、産業廃棄物についてはそうなんじゃない、日本の今の規定では、それはやるといふことになる。途中の責任はどういうふうにしてとるんだ。あれをつくることによつて途中の段階まで責任を持つことになつておるんだけれども、それをやるの。やらへんのやつたら、やらぬ場合にはどういふふうにしてその責任はとるんだ。もう端的にわしは聞いておるのや、これをどうしてくれのやと言つて。

それと、もう一つついでに聞いておくわ。自治体の長はこれにかまのかまめのか。第十五条の四の二の四項に「生活環境の保全上必要な条件を付することが出来る。」と書いてある。書いてあるのはいいけれども、運搬の過程から、そこを通過して入つてもらつたら困りますとか、あるいはまた最終処分地、そこはちよつと待つてくれとかいう意見を、自治体が直接には責任がつかつてくることになるんだけれども、輸入の許可の条件に当たつて自治体の長が物を言うことができるようになるの、この問題について、それはどうなんですか。

○藤原(正)政府委員 第一点の御質問でございますが、特別管理産業廃棄物以外の廃棄物の輸入の問題であります。これは輸入された時点から産業廃棄物という取り扱いになりまして、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集、運搬、処理処分の規定がかりまして、それぞれの決められております基準を守らなければいけません。この輸入した廃棄物につきましては、通産大臣が輸入移動書類といふのを交付するといふふうなことになつておりますので、そういう対応ができるわけでございます。

第二点目でございますが、地方公共団体の意見がどのように反映されるかといふことでございますが、輸入の許可に当たりましては、国内で適正に処理される場合に認められることを前提に審査が行われるものであり、生活環境保全上必要な条件も、これに適合した形で付されることになつております。当該廃棄物の輸入が関係自治体の廃棄物処理行政の運営に影響を及ぼすことが認められる場合には、必要に応じて関係自治体の意見を聞いて、生活環境保全上必要な条件を付すといふことになるわけでございます。

○寺前委員 大臣、あなた聞いておつてどう思いますのや。わかつた。わしわからへんのやわ。簡単に言うてくれと。マニフェストをちゃんとやつてくれるのかと。やるといふ話じゃなかつたよ、今の話聞いておつて。そうしたら、やらへんのやつたらどうやつてその間の責任は負うんだ。はつきりしないんだ、何ぼ聞いたつて。自治体の長が物を言う場があるのか。必ず輸入のときには自治体の長に物を言わす体制を入れますのやという話はなかつたですよ。わしは、そんなだらだら何時間かけてこで言われたつて、聞きたいのはそこなんだよ。聞きたいことに対して答へてほしいやうなもので国民に責任を持つことのできるよう提案だ、聞いてもらへないよ。大臣、どう思ひます、今の問題について。

○藤原(正)政府委員 先ほど御答弁いたしましたとおり、生活環境保全上必要な条件に關係自治体の意見がどのように反映されるかといふお尋ねにつきましては、当該廃棄物の輸入が關係自治体の廃棄物処理行政の運営に影響を及ぼすことが認められる場合には、必要に応じて關係自治体の意見を聞いて、生活環境保全上必要な条件を付すといふことになるわけでございます。

○寺前委員 大臣に要望したいのですよ。わし、さつきから聞いておつて、聞きたいことに対してちゃんと率直に返つてこないのよ。だから、わし今法律改正せよと言つたつてならへんやうさかいに、今の法律のもとにおいて提起した問題について、最大限対処する行政的措置を研究してくだ

がどのようになつてゐるのかといふこと、これは、例え、これは今廃車をしよう、その被害がずつと日本の国内でも、瀬戸内海のどこかの島に行つて、もう大問題になつてゐる、こんなことも生まれているわけでしょう。日本の国内でそういう廃車をして、そのタイヤをめぐつて云々されていく、ということになつてくると、日本の国内でできなくなつてきた場合に、これを海外へ持つていってやろう、ということを想定しているのか。

さいよ。もう率直に答えられないようなことを、法律つくりましたといつて大きな顔をしておつたつて、まともにやつていっているというふうには通用しないと思うわ。大臣、よろしくおすか、それ。考えてくれますな。大臣も聞いておつてわからへんやろう。わかつた。わしはあなたと二十何年来の付き合いやさいかに、率直に言わしてもらうのや。わし、あなたから余計言のやわ。

○山下国務大臣 今部長は本場に懇切丁寧に、私は聞いておおよそわかるのでございすけれどもね。だから、必要な都度、必要に応じて、必要な場合は意見を聞くというこでいいのじやないでしようか。何でもかんでも一々地方自治体についていかなくても、必要な都度聞く。その前段があるのでございすから、ちゃんと。その前段に当たつては、国内で適正に処理される場合にのみ認めることを前提に審査が行われる。こういう審査を行つて、生活環境保全上必要な条件もこれに適合した形で付されることになっておる。そして、その過程において、いやこれは自治体に聞いた方がいと思うときは自治体の意見も聞きなさい、こういうのですから、必ず聞かなければならぬという義務づけは私には必要ないと思うのですかね。

○寺前委員 そんな、事前に聞いたかへんかつたら、後からもめてきてから聞きに行つたつて、もうそのときは進んでおる。しかも、そのときにはマニフェストはあらへん、特管のときだけマニフェストはあるんだから。だから、途中どこへ行つたかわからへんで大騒ぎになつて、最後まで責任持つんやつたらええけど、法律上書いてありませんさいかい知りませんで終わつてしまふんやわ。そういうことを心配するんやわ。第一線の現場の自治体の長になつたら、必ずそのときにはそういうことを言いますで。やつぱり国の政治をつかさどる人間というのは、そういうこと危惧して、とことんのところまで準備をするというのが大臣たる者のやらなけりやならぬことやと思うので、私は

苦言を呈しておきますよ。あえて御検討いただきたいということを提起して、時間があるうほとんどもあらへん。きようはせつかく運輸省に来てもらつていいるし、わしはあなた、もう十八年、十九年前になつてくると忘れていくんや、いろんな問題で。

その一つにPCBというのがあるんやわ。大問題になつたわ。それで、ともかく処分したらあかん、保管しようやないかといことやつた話が、何と十八年、十九年間ほつたらかしになつていいるのが現状や。私、この前決算委員会、五月月だったかな、この問題やらしてもろたんや。京都の梅小路というところに、ドラム缶で何ぼになりますやろ、ごつごつたたくさんたくさん埋めて、その上をテニスコートにして、きれいになつて何もわかりませんわといことになつたんや。やけれども、それは廃棄したものなんか管理してあるものなんか、どつちなんやとい問題を提起さしてもらった。

それで、私が京都の問題を提起しておつたら、私のところに言うてくる人があつた。何かというたら、石川県の松任で、やはりJRで同じことが行われていいる。しかも、それは京都の向日町運輸所どころじやないねん。もつともつとたくさんのものがばあんとほうり込まれていいるのや。それで、それは廃棄処理をしたところなのか管理したところなのか、これも何にもはつきりせぬまになつていいる。何の明示もないし、管理責任者といふのはあるんかといつたら、管理責任者はおらんやわ。管理じやないわ。ほかしたんやつたら、ほかしんやつたら自治体の許可をちゃんと得ないかぬことになつていいる。自治体はどうなんや、自治体は知りませんと。

しかも、この松任市というのは地下水で水を確保しておる。環境上大変なままで十八年、十九年、今日に来ていいる。追及を始めた途端に、今度はここにはPCBが入つていいますという提示はするねん。提示はするけれども、それは危険ですとは書いてない。現地に行つてみなさい。それは書く

ことになつていいるのや。だが書かないのや。PCBがあるといことは書くけれども、下は書かない。なぜ書かないかというたら、自動車の駐車場になつて放置してある。そうしたら、こういう地下にほうり込んでいいる場合にはどういいう管理をしなればならぬのや。基準があるのかといえ、関係方面に聞いたつて地下の管理のあり方についていいうものはあらへんのや。地上のものはあるけれども地下のものはあらへん。それは考えないかぬのや、厚生省が。

運輸省はこの事態に対して、この十八年、十九年の間にどれだけの事故が起つておつて、どういいう管理の仕方になつていいるのか、総点検をやつて事態を報告してほし。もう十八年、十九年たつてくると、今の担当者といふのは昔のことは知らぬのやさいかに。きちんとした後継ぎはないはずだよ、現場はそうやつて向日町にしても松任にしても放置されたままになつていいるといふ事実から考えると。調査をやつていいるのか、どれだけの事故の発生があつたのか、それに対してどういいう管理の仕方がきつとでき上がつていいるのか、そのうち何力所や、説明をしてほしと思ふ。運輸省から先に聞こうか。それを説明して。

○豊田説明員 先生御指摘ございましたように、向日町の運輸所は、旧国鉄で五十一年の六月に漏えい事故が発生いたしました。先生がおっしゃられましたように、ドラム缶にいたしまして約千五百本以上のものをコンクリート槽に埋めておりまして、それからまた松任工場につきましては、四十八年八月に北陸本線の戸原・丸岡間で漏えい事故が起きました。そこで漏れましたPCBで汚染されましたバラスト等約八十四トン向日町と同様の方法で埋めいたしましたしております。

埋設に当たりましては、当時関係の自治体の御指導もいたしながら実施したようでございますけれども、先生御指摘もございましたのでJR西日本に確認いたしましたところ、向日町につきましては、測定方法を含めまして、関係自治体と御相談しながら調査を既に実施したというふうに言

つております。また、松任につきましては、最近になりまして周辺の用水路で検査を行つて、一応問題がなかったというふうな結果が出たようでございますけれども、運輸省といたしまして、周辺の住民の方々に安心していただくために、できるだけ速やかに適正な方法で調査を実施するよう指導したいと思つております。

また、先生重ねて御指摘ございました事業所外の事故等によりまして漏れたものにつきましてどういいう状況になつていいるか、これらにつきましては、私どもの所掌してあります運輸省令の直接の対象にはならないかと思ひますけれども、やはり安全上心配がございしますので、過去にさかのぼりまして現在調査をしていいるところございまして、その中で、どういいう状況であつたか、それからどういいう方法で処理したかといふようなことも調べておりますので、まともりましたら先生の方へ御報告させていただきますと思つておるんや。これはええこつちやと思ふんやわ。しかし、十八年、十九年の間放置されておつたことは事実なんだし、自治体の御指導を受けておつたことは事実なんだし、自治体もええかげんなんやわ。これは廃棄物の届け出をしておるが、その後どんな廃棄物の仕方をしなさいといふ指示もなければ何にもない。埋めてしまつたらそれでしましいやないか。これも自治体の方も無責任なことになつていいるのや。そのもととはいへば、厚生省で地下へ管理する場合にどのような管理の仕方であればならないといふ基準があらへんのやわ。これはきちつとしたあかんのやわ。私はそういう意味では、地下保管の基準といふのをひとつ明確にしていいたかなければならぬなといふこと。

それから、この間東京都でPCBの行方がどうなつていいるのかといふ調査をやつたら、半分が行方不明になつていいる。これ、行方不明でございましてという放置しておいていいるのか、アンケート調査でいいたらうか。立入調査をやつて、とことんどうなつていいるのかといふことをやらなけれ

ります。
E C諸国につきましては、本年の十月二十日に環境大臣理事會におきまして規則について合意をいたしておりました、これを踏まえましてE C各国において締約のための作業が進むものと見ております。米國につきましては、本年八月十一日に上院は批准について同意を与えましたけれども、今会期での成立が難しい状況にありまして、批准は来年以降になるというふうに見えております。途上國につきましても、相当数の國が締約國となつてきております。

現状はおおむね以上のようなことになっております。
○柳田委員 はつきり聞き取れなかったんですけども、後進國の方はどんなですか。
○伊佐敷説明員 失礼いたしました。締約國について申し上げます。
途上國も含めまして國名を列挙いたしますと、現在次のような國が締約國となっております。アルゼンチン、オーストラリア、パハマ、パレーン、ブラジル、カナダ、中国、チリ、サイプラス、チエコスロバキア、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、インド、ジョルダン、ラトビア、メキシコ、モルドバ、モナコ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ポーランド、リヒテンシュタイン、ルーマニア、サウジアラビア、セネガル、スリランカ、シリア、スウェーデン、スイス、アラブ首長國連邦、ウルグアイ、以上三十五カ國が本年十一月二十一日現在締約國となっております。

○柳田委員 そこで、ちよつと気になるのは、例えば発展途上國のある國に日本から産業廃棄物を輸出する。しかし、相手の國は埋めてしまふという法律ですべてオーケーです、だからどうぞ持つてきてくださいというふうになつた場合、日本の國內事情を考えた場合には、これはどういふ処理をしなきゃならないという細かな規定があるはずなんです、発展途上國にそういう規定はない。ただ単に埋めればいいですから、もうそれ

よろしいのでしょうか。

○藤原(正)政府委員 我々が把握してないところの問題があつたかもしれないという点と、今後そういう問題が起こることを未然に防ぐという観点から、このような改正法案を提案しておるところでございます。

○柳田委員 じゃ、この改正ができれば、そういう情報も入るし、的確に運用ができるシステムができるということですか。

○藤原(正)政府委員 そのとおりでございます。

○柳田委員 現実的には情報が入ってない、しかし、こういう改正をすればできるということであるならば、何としても成立の方に我々も協力をしたいと思うわけでありますけれども、答弁を聞いていますと、何かちよつとこちらの方も勘ぐりたくなるような氣もせぬでもないのですけれども、お言葉を信じたいと思います。

輸出についてですけれども、この改正ができて國內から國外へ輸出する場合、海外で処理できるものだけを認可されるのでしょうか。できないものが出てきた場合、例えば業者からこういうものがある國に出したい、しかし、向こうの國では処理の能力がこれぐらひしかなくてこの処理はできないとか、いろいろ条件がつくかと思うんですけども、その場合の認可ですね。どういふふうに御判断されておられるのでしょうか。

○藤原(正)政府委員 輸出の相手國側で処理の体制がない、処理の体制が整っていない、こういうふうなケースについては輸出を認めないということでございます。

○柳田委員 若干飛びますけれども、今パゼル条約について加入をしておる國々、先進國もあれば後進國もあるかと思うんですが、どんな感じでしょうか。

○伊佐敷説明員 平成四年十一月現在、三十五カ國が締約國となつております。先進國については見ますと、豪州、カナダ、フィンランド、フランス、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スウェーデン、スイスといった國が締約國となつてお

報告申し上げたいと思います。

地下保管の基準については私もまだよく存じておりませんが、これはどういうことになるのか、ひとつ検討させていただきたいと思ひます。

○寺前委員 ありがとうございます。

○牧野委員長 柳田君。

○柳田委員 まず最初に、廃棄物の輸出入の実態についてお尋ねをいたします。

現在の廃棄物の輸出入の実態はどのようになっているか、まず御説明をしてください。

○藤原(正)政府委員 廃棄物の輸出入につきましては、廃棄物を輸出したいという事例が最近ふえてきております。今後を考えてみましても、廃棄物処理施設の不足とか処理費用の高騰、発展途上國における再生利用の廃棄物の需要など今後さらに増加することが見込まれる、このように考えております。

○柳田委員 今、したいという御要望だというお話でありましたけれども、現実的には廃棄物の輸出入は一切行われていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○藤原(正)政府委員 原則的には、廃棄物の輸出というのはできるだけ抑制するようにというふうな指導をいたしておるところでございます。

○柳田委員 現実的にされているのかいないのか、イエスカノーか、お願いします。

○藤原(正)政府委員 結果の報告を受けるシステムになつておりませんので、状況を完全には把握をいたしておりません。

○柳田委員 把握してないというお答えであれば、じゃ今まで何ら問題がなかったと、要するに廃棄物の輸出入において、輸出においても輸入においても今まで一切問題なかったということなんではないでしょうか。

○藤原(正)政府委員 特段大きな問題があつたというふうには理解いたしておりません。

○柳田委員 ということは、今まで一切輸出入の現実はなかった。しかし、パゼル条約の関係上廃掃法の一部改正をしたいというふうにとらえて

ばいかぬのと違うのだろうか。東京都はまだそれを調べてくれているだけまででせ。放置しているところが圧倒的なんや。そうしたら厚生省として、こういう事態から考えて、徹底調査をやるというのを検討しないかぬのやないだろうか。運輸省がやつとやり始めてくれたんは、これは非常にええことや。だから厚生省としても行方不明のままに放置するな、省として責任を持つてやる必要があるだろう。そして、なお管理の仕方は、地下におけるところの基準を設定して対処してもらう必要があると思ひますが、いかがですか。

○藤原(正)政府委員 委員御指摘のとおり、東京都が行つたPCB使用電気機器の保管状況調査では、二千二百七事業所で五千七百六十八個のうち、三六・五%に当たる二千四百個が不明という結果であつたと聞いております。このような事態を重大なものと受けとめておりまして、現在厚生省が行つております全国の保管状況調査の結果を整理解析した上で、関係省庁とも連絡を密にしまして、今後の対策を検討することとしたいと考えております。

なお、調査の実施とあわせて、各都道府県等に対しまして、PCB廃棄物が厳正なる保管がなされるよう指導したところでございます。

○寺前委員 調査の結果に基づいて対処したいというところでございますので、対処するんだつたらきちんと対処してほしい。地下保管の基準がないということは、これはやはりきちんとしてもらわないと。地上の問題はあるのですよ。地下基準はつきりしないままに地下へほうり込んで、そして、コンクリート詰めで上からわからぬようにしてやつてあるというやり方を許しておくということとは環境保全上ゆゆしき問題だから、検討してくださいよ。大臣、私の提起をおかりでございませうか。おわかりだつたら御回答いただいて、時間が来ましたので、終わらせていただきます。

○山下國務大臣 今答弁申し上げましたように、PCBの保管状況については、今全國をくまなく調査中でございます。その結果を待つて、また御

で国内法的には問題がありません、どうぞ持つてきてくださいというふうな場合も考えられるのではないかなと思うのですが、こういう場合の取り計らいはどうされるのでしょうか。

○藤原(正)政府委員 外国へ廃棄物を輸出する場合につきましては、やはり国内処理の原則ということ前提として考えますので、外国に輸出するというケースにつきましては相当厳密といえますか、厳しくチェックをするという方針でございます。したがって、委員御指摘のようなケースについて、つまり、我が国の廃棄物処分基準に照らし合わせてみて外国のそのケースが適用されないというふうな場合は、外国のサイドが輸入結構です、こういうふうに申しまして、当然これは認めないわけでございます。

○柳田委員 厳しくとおっしゃいましたけれども、じゃ具体的に日本の国内の規則にのっとった、またはそれ以上の厳しさがなければ輸出は認めないということなのでしょうか。

○藤原(正)政府委員 そういう考え方でございます。

○柳田委員 今度は輸入なんですけれども、輸入の観点はどういうふうな観点でしょうか。

○藤原(正)政府委員 輸入につきましては、国内の環境が保全されるように、また国内の廃棄物処理体制が円滑に運営されるようにという観点で、輸入を認めるか認めないかの判断をいたします。具体的には、国内にその廃棄物を処理できる技術的な体制が整っておるかということによって判断をするわけでございます。

○柳田委員 この輸入のことでありますけれども、今おっしゃったように、そういうシステムができていないものについては輸入を認めるというお話でございました。お話だけではなるほどと思うのですが、その担保といつては大変厳しいかも知れませんが、それが本当にあるかどうか、その担保は現実的に行われるかどうか、そういう担保については何かお考えがあるのでしょうか。

○藤原(正)政府委員 輸入された廃棄物は廃棄物処理法上産業廃棄物とされ、それを輸入した者は排出事業者とみなされることにより、当該廃棄物についての処理責任を負うことになるとともに、輸入された廃棄物は、国内で排出される産業廃棄物と同様の規制を受けることとなります。

なお、これらの処理に關しまして、都道府県知事等は、輸入された廃棄物の国内での適正な処理を確保するため、事業者、すなわち輸入した者や処理の委託を受けた産業廃棄物処理業者等に対して立入検査や報告徴収、改善命令や措置命令等の措置を講ずることができ、さらに今回の改正により、輸入の許可権者である厚生大臣においても輸入者に対して同様の措置を講ずることができ、こととされておられ、こうした措置を通じて輸入された廃棄物の適正な処理が担保されるものと考えております。

○柳田委員 今お話を聞いておりますと、厚生省だけではどうしようもないだろう。外務省も関係あるでしょうし、ほかの省庁も関係あるような中身だろうと思うんです。それに関係する省庁が一体となつてこの問題は進めていかなければならないと思うのですが、その取り組み姿勢といえますか、連携についてどのようになつておりますでしょうか。

○藤原(正)政府委員 今回の廃棄物処理法改正案とバーゼル条約対応の国内法案は、両法案相まって廃棄物の輸出入管理の徹底を期し、またバーゼル条約の適正な履行に資するといふものでありますので、廃棄物等の輸出入の管理手続の運用等において、関係省庁と密接な連携をとることが必要であり、この点十分意を用いてまいりたいと考えております。

○柳田委員 ほかの国の、その相手国の国内事情、また先ほど、どういふふうな処理をするのか細かいことまでチェックしなければ輸出業者の認可をしないという御答弁もあつたわけでありまして、外務省さんとも相当綿密な連絡をとりながら、さらにはその相手国の国内の状況も相当調べ

なければならぬということでありまして、今御答弁がありましたけれども、さらにそれ以上に綿密な連絡をとり合いながら進めていかなければならないのではないかと思います。

最後の質問にさせていただきますたいのですけれども、廃棄物、いろいろなものを含めて多様化といいますが、いろいろなものが廃棄物として出てくるように我が国内でもなりました。そして、量もだんだんふえてまいりました。もう処理をする方が大変だ。ことしの予算でも大変大きな額を認めていただいたわけですが、それでも及びつかない、さらに最終処理施設の予算を増額してくれという声も大変強いわけでありまして、我々としては、処理をするということも大変必要でありまして、それと同様に、いかにして出さないか、ごみを出さないようなシステムを組んでいくのか、考えていくのか、いろいろなことを議論しなければならぬと思うのですけれども、まず出さない方について厚生省としてはどのように考えておるか、お話を願いたいと思います。

○山下国務大臣 おっしゃるとおりでございます。何よりも出さないようにする、ごみの減量化、これが先決でございます。そのことについてこれからさらに対策を推進していかなければなりません。同時に、この対策としましては、リサイクルセンター等の施設の整備あるいは市町村における集団回収、その体制をつくっていく。いろいろな方法がありまして、町内会とか自治会とかあるいは子供のグループとかいろいろなものがございます。周知徹底して皆さん方に御協力を願っていかうという細かな点までこれから配慮していかなければならないと思っております。

九月二十五日にごみ減量化推進全国大会がございましたけれども、こういう機会にも声を大にしまして、この普及啓発、特に減量については全国の皆様にお願いをしているところでございます。さらに今後ともこれは強力に推進してまいりたいと思っております。

○柳田委員 努力をしていただきたいと思うので

す。ちよつと細かいことになりましたけれども、ごみを出すときに料金がかかれば、各家庭ともいろいろと考えるのではないかなという話し合いもいろいろとされているのです。しかし、それを表立って我々議員が言うというのはどんなものかなという反対意見も出ておまして、大変難しい問題なのでございます。全国的にどうなんでしょうか、ごみの有料化を実施しているような自治体もあるのでしょうか。粗大ごみについては大分あるというふうな聞いていますけれども、あとの家庭ごみの方について、何かいろいろあれば教えていただきたいと思います。

○藤原(正)政府委員 ごみの有料化のお話でございますが、全国的に見まして粗大ごみなどを有料化しているのは多いわけでありまして、それ以外の一般の家庭ごみを有料化しているところは、全国の三分の一以下であるというふうに記憶にございます。

この有料化の問題につきましては、厚生省でも重要な今後の課題ということでとらえておまして、こういうものを含めた経済手法についての問題について検討していこうということで、内部に検討委員会を設けて勉強を始めたところでございます。今後ともこういう問題につきましましては十分注目をし、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○柳田委員 先日、あるところに行つてちよつと見学をさせていただいたのです。家庭から出る食べ残り物ですね、御飯が残ったとか、あとは野菜の皮をむいたその皮を捨てるとか、そのままぽんと出してしまふと捨てるとか、あれを土に戻すような方法もいろいろと考慮されているところ、勉強に行つたのです。そのときに大変いいことだなと思つたのは、今地球環境、地球環境ということですが我が国の中でも皆さんが言ひ出した。消費税のときは大変な反発があつたのですが、地球環境についてはだれも異存がないのではないかな。そうすると、環境を守るのは国じやない、地方自治体

でもない、あなたですと言つても通るのではないかなと思ふのです。

という事で、政府としてもいろいろと施策をしておるのは先ほど大臣からお答えをいただいてわかるわけでありますが、そういう環境を守る、地球環境という今大変大きなテーマがありま

すから、これを絡めながらいろいろの教宣ですか、啓蒙運動をしていくにも一つのいい時期ではないかなと思ふので、この辺も御考慮していただければと思ひます。

終ります。

○牧野委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に、「第十五条の四」を「第十五条の四の四」に、「第二十四条の二」を「第二十四条の三」に、「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第二条第一項中「燃えがら、汚でい」を「燃えがら、汚泥」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の

二 第一項において「航行廃棄物」という。並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物政令で定めるものに限る。第十五条の四の二第一項において「携帯廃棄物」という。を除く。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(国内の処理等の原則)

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

第四条第三項中「図る」を「図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずる」に改める。

第二章中「第九条の五」の次に次の一条を加える。

(輸出の確認)

第九条の六 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、厚生大臣の確認を受けなければならない。

一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。

二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして厚生省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。

三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。

四 申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 市町村

ロ その他厚生省令で定める者

2 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一 本邦から出国する者のうち、一般廃棄物を携帯して輸出する者であつて厚生省令で定めるもの

二 国その他の厚生省令で定める者

第十五条の四の二 廃棄物(航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。)を輸入しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、国その他の厚生省令で定める者には、適用しない。

3 厚生大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その輸入に係る廃棄物(以下「国外廃棄物」という。)が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されたと認められるものであること。

二 申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であつて、その国外廃棄物の処分をその事業の範囲に含むもの

ロ 産業廃棄物処理施設であつて、その国外廃棄物を処分することができものを有する者(イに掲げるものを除く。)

ハ その他厚生省令で定める者

4 第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(国外廃棄物を輸入した者の特例)

第十五条の四の三 国外廃棄物を輸入した者(事業者であるものを除く。は、第十条第一項、第十二条第一項から第三項まで及び第十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、事業者とみなす。

(準用)

第十五条の四の四 第九条の六の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。

この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者(自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。)」と読み替へるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

2 第十二条の三第一項の規定は、特別管理産業廃棄物に該当する国外廃棄物を輸入した者(その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。について準用する。

第十八条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物を輸出しようとする者の事務所、事業場その他の場所に入ら入り、国外廃棄物の輸入若しくは廃棄物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において廃棄物を無償で取去ることができる。

2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物を輸出しようとする者の事務所、事業場その他の場所に入ら入り、国外廃棄物の輸入若しくは廃棄物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において廃棄物を無償で取去ることができる。

る。

第十九条の三中「特別管理産業廃棄物処分業者」の下に「(以下この条において「事業者等」という。並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。))を加える。

第十九条の四第一項中「都道府県知事」の下に「(当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事)」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣、都道府県知事」に改める。

第四章中第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第二十四条の二 第九条の六第一項(第十五条の四の四第一項において準用する場合を含む。)の確認又は第十五条の四の二第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二十六条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第十五条の四の二第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者

四 第十五条の四の二第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条第五号中「第十五条の十三第一項」の下に「の規定による検査」を、「第十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「検査」の下に「若しくは収去」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十八条 第九条の六第一項(第十五条の四の四第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二十七号の二中「基づき」の下に「、廃棄物の輸入の許可及び輸出の確認を行い、並びに」を加える。

理由

我が国において適正に処理できない廃棄物の輸入を抑制し、及び国内において生じた廃棄物のうち国内において適正に処理できないもの以外の廃棄物の輸出を規制するため、廃棄物の輸入の許可制度及び廃棄物の輸出の確認制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成四年十二月七日印刷

平成四年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K